

## 資料編Ⅱ

### INDEX

#### 自己資本の充実の状況

■自己資本の状況	49
自己資本比率の状況	
経営の健全性の確保と自己資本の充実	
自己資本の構成	
自己資本の充実度に関する事項	
■信用リスクに関する事項	52
リスク管理の方針及び手続の概要	
標準的手法に関する事項	
信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
業種別の貸出金償却の額	
信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高	
■信用リスク削減手法に関する事項	55
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
■派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	56
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
■証券化エクスポージャーに関する事項	56
リスク管理の方針及び手続の概要	
信用リスク・アセットの額算出方法の名称	
証券化取引に関する会計方針	
証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	
内部評価方式の概要	
当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項	
当会が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項	
■オペレーショナル・リスクに関する事項	57
リスク管理の方針及び手続の概要	
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	57
出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	
出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	
貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)	
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)	
■リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	58
■金利リスクに関する事項	58
リスク管理の方針及び手続の概要	
金利リスクの算定手法の概要	
△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	

## 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

信連経営3カ年計画（2022年度～2024年度）に基づき、内部留保に努めるとともに、経営の合理化、効率化等に取り組んだ結果、2024年3月末における自己資本比率は、14.72%（前年度14.36%）となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

○普通出資金	項目	内容
	発行主体	大分県信用農業協同組合連合会
	資本調達手段の種類	普通出資
	コア資本にかかる基礎項目に算入した額	155億円（前年度155億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

### 自己資本の構成

（単位：百万円、%）

項目	令和4年度		令和5年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	24,263		24,346	
うち、出資金及び資本準備金の額	15,504		15,504	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	9,218		9,290	
うち、外部流出予定額(△)	459		448	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,305		1,364	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,305		1,364	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	25,569		25,710	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	0	0	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	0	0	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—

特定項目に係る10%基準超過額		-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額		-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(口)	0		0	
自己資本					
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	25,568		25,710	
リスク・アセット等(3)					
信用リスク・アセットの額の合計額		174,386		171,052	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-		-	
うち、上記以外に該当するものの額		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		3,665		3,522	
信用リスク・アセット調整額		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-		-	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	178,051		174,575	
自己資本比率					
自己資本比率((ハ)/(ニ))		14.36%		14.72%	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項目	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	188	—	—	178	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	44,911	—	—	29,082	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	6,727	—	—	6,766	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	27,449	—	—	28,099	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,003	200	8	1,003	200	8
地方公共団体金融機構向け	2,408	240	9	2,406	240	9
我が国の政府関係機関向け	2,008	200	8	2,507	250	10
地方三公社向け	1,573	83	3	963	92	3
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	324,174	64,655	2,586	303,846	59,043	2,361
法人等向け	68,746	45,111	1,804	76,147	44,543	1,781
中小企業等向け及び個人向け	58	40	1	82	59	2
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	23	23	0	19	19	0
三月以上延滞等	340	18	0	497	—	—
取立未済手形	8	1	0	15	3	0
信用保証協会等による保証付	448	44	1	237	23	0
出資等	2,995	2,995	119	2,865	2,865	114
（うち出資等のエクスポージャー）	2,995	2,995	119	2,865	2,865	114
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	23,079	56,211	2,248	23,652	56,783	2,271
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	22,089	55,223	2,208	22,089	55,222	2,208
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	990	988	39	1,562	1,560	62
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非S T C要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	17,288	4,555	182	16,959	6,925	277
（うちルックスルー方式）	17,288	4,555	182	16,959	6,925	277
（うちマニフェット方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	523,435	174,386	6,975	495,332	171,052	6,842
C V Aリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	523,435	174,386	6,975	495,332	171,052	6,842
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		3,665	146		3,522	140
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要 自己資本額 b = a × 4%		リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要 自己資本額 b = a × 4%	
	178,051	7,122		174,575	6,983	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。  
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 信用リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクであり、当会が対象とする信用リスクの範囲は、オンバランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体としています。

当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測及び報告をするための態勢として、信用リスクマネジメントの基本的考え方・体制・手法等を明定した「信用リスクマネジメント要綱」を制定し適切な管理に努めています。

また、常勤役員及び各部長等で構成するリスクマネジメント委員会を原則として四半期ごと(必要に応じて随時)に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針等について協議・検討しています。

### 標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- a. リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- b. リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			
国 内	449,473	51,526	78,102	-	340	422,661	63,805	66,985	-	497	
国 外	27,699	-	27,699	-	-	26,742	-	26,742	-	-	
地域別残高計	477,173	51,526	105,802	-	340	449,403	63,805	93,727	-	497	
法 人	農業	2,155	2,155	-	-	25	2,348	2,348	-	-	16
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	6,176	1,692	3,907	-	-	8,696	2,083	6,114	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	6,392	4,376	2,005	-	-	9,087	5,667	3,409	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,890	578	4,311	-	-	4,808	495	4,312	-	-
	運輸・通信業	5,212	149	4,910	-	-	5,140	609	4,409	-	-
	金融・保険業	335,536	10,069	28,495	-	-	310,369	12,853	28,679	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	10,871	10,208	501	-	311	18,272	17,228	901	-	477
	日本国政府・地方公共団体	72,360	21,930	50,429	-	-	57,182	21,879	35,302	-	-
上記以外	32,262	1	11,240	-	-	31,646	1	10,597	-	-	
個 人	365	365	-	-	4	637	637	-	-	3	
その他	950	-	-	-	-	1,214	-	-	-	-	
業種別残高計	477,173	51,526	105,802	-	340	449,403	63,805	93,727	-	497	
1年以下	312,651	10,619	15,023	-	-	294,195	19,790	5,512	-	-	
1年超3年以下	37,833	11,763	16,070	-	-	21,453	7,463	13,989	-	-	
3年超5年以下	20,188	5,130	15,058	-	-	29,450	8,103	21,347	-	-	
5年超7年以下	19,528	3,135	16,393	-	-	11,215	3,927	7,288	-	-	
7年超10年以下	18,178	9,358	8,819	-	-	32,249	13,946	18,303	-	-	
10年超	44,594	10,156	34,437	-	-	37,266	9,979	27,286	-	-	
期限の定めのないもの	24,198	1,362	-	-	-	23,572	595	-	-	-	
残存期間別残高計	477,173	51,526	105,802	-	-	449,403	63,805	93,727	-	-	
平均残高計	476,640	48,467	98,930	-	-	455,427	51,754	86,478	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

### a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	108	136	—	108	136	136	161	—	136	161
個別貸倒引当金	171	522	—	171	522	522	697	1	521	697

### b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度					
	個別貸倒引当金					個別貸倒引当金					
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	
目的使用			その他	目的使用				その他			
法人	農業	19	61	—	19	61	61	75	—	61	75
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	3	3	—	3	3	3	5	—	3	5
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	148	453	—	148	453	453	612	—	453	612
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	4	—	—	4	4	3	1	3	3	
業種別計	171	522	—	171	522	522	697	1	521	697	

- (注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。  
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## 業種別の貸出金償却の額

該当する取引はありません。

## 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	81,763	81,763	—	73,767	73,767
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	4,866	4,866	—	5,151	5,151
	20%	1,503	326,314	327,818	7,065	298,310	305,375
	35%	—	—	—	—	—	—
	50%	22,107	315	22,423	21,974	2,580	24,555
	75%	—	54	54	—	79	79
	100%	2,004	16,128	18,132	1,503	16,865	18,369
	150%	—	25	25	—	16	16
	250%	—	22,089	22,089	—	22,089	22,089
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	25,616	451,557	477,173	30,543	418,860	449,403	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。  
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,156	—	—	500	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	7,800	—	—
法人等向け	20	1,609	—	20	3,711	—
中小企業向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	20	2,765	—	7,820	4,211	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合に、プロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会は派生商品取引に関し、毎年度はじめに策定する「余裕金運用方針」にて、総体のリスク量の圧縮を図るためヘッジ目的で運用することとしています。また、派生商品取引のポジション限度枠及びロスカット額を「先物・オプション取引運用基準」で定め適切にリスク管理を行っています。

また、日々評価損益のモニタリング（投資信託等のファンドにおける派生商品を除く）を行い、価格変動等による損失を被るリスクの把握に努めています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引ですが、当会は取引を行っていません。

#### a. 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

#### b. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

#### c. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーの取扱いは「余裕金運用規程・方針」「自己資本比率算出要領」で金銭債権の取得と同様な取扱いを基本としています。

### 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

### 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

### 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

## 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

## 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の遂行に伴って受動的に発生するリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク」と「リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク」に大別して管理しています。

また、経営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、リスクマネジメント委員会で対応を検討・協議のうえ理事会に報告します。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

### 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	1,710	1,710	2,227	2,227
非 上 場	20,926	20,926	20,926	20,926
合 計	22,636	22,636	23,153	23,153

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
82	28	—	10	38	—

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
775	16	1,406	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	17,288	16,959
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下の通りです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当会は、リスクマネジメント委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨毎に異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.0年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の金利リスク量の増加、有価証券、預け金の金利リスク量の減少等によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

### $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIと大きく異なる点)  
特段ありません。

### 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,027	10,186	697	792
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	7,124	7,365		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,027	10,186	697	792
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	25,710		25,568	

- 「 $\Delta$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「 $\Delta$ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

# 役員等の報酬体系

## 1. 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	44	6

(注1)対象役員は、経営管理委員7名、理事4名、監事7名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等

#### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：当会の会員JA代表から選出された委員3人、学識経験者3人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、常勤役員退職慰労金規程に基づいて、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で常勤理事及び常任監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、常勤理事については理事会、常任監事については監事の協議により決定した額を支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2. 職員等

### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注1)対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2)「同等額」は、令和5年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3)令和5年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

## 3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。